

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書

1 申請 の 区 分	<input type="checkbox"/> ①登録事項証明書 <input type="checkbox"/> ②船舶原簿謄本交付（全部謄本） <input type="checkbox"/> ③船舶原簿謄本交付 （一部謄本（抹消登録時の登録事項）） <input type="checkbox"/> ④船舶原簿抄本交付 <input type="checkbox"/> ⑤船舶原簿閲覧	3 ①～④の場合の 通（枚）数	通（枚）
		4 ④の場合 抄写する 事項	

2 申請 す る 船 舶	番 号	
	船 名	
	船 籍 港	
	所有者の氏名又 は名称及び住所	

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

九州運輸局長 殿

手数料 納付欄	手数料 金 円
	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 60px; margin: 0 auto;">                     収入印紙貼付欄                 </div>

## 備考

1 申請の区分は、当該欄の①～⑤のうちから選択してください。

1-2

(1) 登録事項証明書とは、平成16年4月1日現在、登録を受けていた船舶に係る船舶原簿に記載されている事項を証明した書面です。登録事項証明書には、すべての履歴が記載されています。登録事項証明書の交付を希望する場合は、①を選択してください。

登録事項証明書の交付申請先は、全国の地方運輸局（運輸監理部含む。）、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所（以下「地方運輸局等」という。）です。

(2) 平成16年3月31日までに登録を抹消された船舶に係る船舶原簿（以下「旧船舶原簿」という。）の謄抄本の交付を希望する場合は、希望する内容に応じ、②、③又は④を選択してください。

※旧船舶原簿にかかる交付申請先は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等となります。

(3) 船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択してください。

申請先及び閲覧は、全国の運輸局、運輸支局、海事事務所です。

(4) 旧船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択してください。

※旧船舶原簿の閲覧申請先及び閲覧は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等となります。

2

(1) 申請する船舶の各事項は、船舶原簿又は旧船舶原簿に登録されている内容を記載してください。

(2) 申請する船舶が特定できる場合には、所有者の氏名又は名称及び住所の記入を省略できます。

3

(1) ①を申請する場合は、通数単位の交付となりますので、通数を記載してください。

(2) ②～④を申請する場合には、枚数単位の交付となりますので、枚数を記載してください。

4 申請の区分のうち④の船舶原簿抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択し、記載してください。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

6 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けてください。